事　故　処　理　基　準

第　1　章　　総　　則

(目 的)

第　1　条　　この基準は、当社の運航中の船舶に係る事故の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全確保と損害の局限を図るとともに、事故の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第　2　条　　この基準において「事故」とは、当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは、事故及び第２項の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

(1)　旅客、乗組員及びその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷者若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)

(2)　衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障その他救助を必要とする船舶の海難事故

(3)　航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害

(4)　強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行、脅迫等の不法行為による運航の阻害

２　この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。

(1)　機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態

(2)　機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等からの油漏れ

(3)　避難港へ入港するに至った事態

(4)　航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態

(5)　離着岸作業中の係船策の破断

(6)　その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態

(7)　前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

(軽微な事故への準用)

第　3　条　　本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第　2　章　　事故発生時の通報

(非常連絡)

第　4　条　　船長は、事故の状況を運航管理者に報告するときは速報を旨とし、判明したものから遂時追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

２　第三者の助言又は援助を必要とするため船長が海上保安官署等へ連絡するときは、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署に行うものとする。

３　運航管理者は事故が発生したときは速やかに事故の状況について、判明したものから逐次電話(FAX を含む)又は、口頭で運輸局に報告するものとしインシデントが発生したときは遅滞なくその状況を運輸局等に報告するものとする。

4　非常連絡は、原則として別表「非常連絡表」によるものとする。ただし、事故等の内容によっては運航管理者の判断で、運輸局及び海上保安部等を除き、連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第　5　条　　事故が発生したときの連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) すべての事故等に共通する事項

① 船名 ② 日時 ③ 場所 ④ 事故等の種類

⑤ 死傷者の有無 ⑥ 救助の要否 ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故の種類	連 絡 事 項
a	衝 突 事 故	① 衝突の状況 (衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接触状況) ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無(あるときはｄ項) ④ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置) ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主、 船長名(できれば住所、連絡先)---船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等) ---船舶衝突の場合
b	乗 揚 げ 事 故	① 乗揚げの状況(乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、 船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等) ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無(あるときはｄ項) ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)

c	火 災 事 故	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸 水 事 故	① 浸水個所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
e	強取、殺人、 傷 害 、 暴 行 、 等の不法行為	① 事件発生の端緒及び経緯 ② 被害者の氏名、被害状況等 ③ 被疑者の人数、氏名等 ④ 被疑者が凶器を所持している場合はその種類、数量等 ⑤ 措置状況等
f	人身事故 (行方不明を 除く)	① 事故発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員、 等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第　3　章　　事 故 処 理 等

(船長のとるべき措置)

第　6　条　　事故等が発生したときに、旅客の安全、船体の保安のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1)　海難事故の場合

①損害状況の把握及び事故局限の可否検討
②人身事故に対する早急な救護
③連絡方法の確立(船内及び船外)
④旅客に対する正確な情報の周知及び状況に即した適切な誘導
⑤被害拡大及び二次災害を防止するため適切な作業の実施

(2)　不法事件の場合

①被害者に対する早急な救護
②不正行為者の隔離又は監視
③連絡方法の確立(船内及び船外)
④旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客による軽卒な行為の禁止
⑤不法行為者に不法行為の中止を求めるための説得

(運航管理者の取るべき措置)

第　7　条　　運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延しているとき又は連絡なしに入港が異常に遅延しているときは、遅滞なく船舶の動静把握に必要な措置を講じなければならない。

2　運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに、第 4 条(非常連絡)に従って関係者に報告、通報しなければならない。

3　事故等の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに、運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1)　事故等の実態把握並びに救難に必要な情報の収集及び分析
(2)　海上保安官署への救助要請
(3)　行方不明者の捜索又は本船の救助に必要な捜索船又は救助船等の手配
(4)　必要人員の派遣及び必要物資の補給等
(5)　船長に対する必要事項の連絡及び助言
(6)　医師、病院、宿舎の手配等旅客の救護に必要な措置
(7)　乗船客の氏名確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第　8　条　　非常対策班を設置する場合を除き、運航管理者が行う事故等処理に必要な組織は、次表のとおりとする。

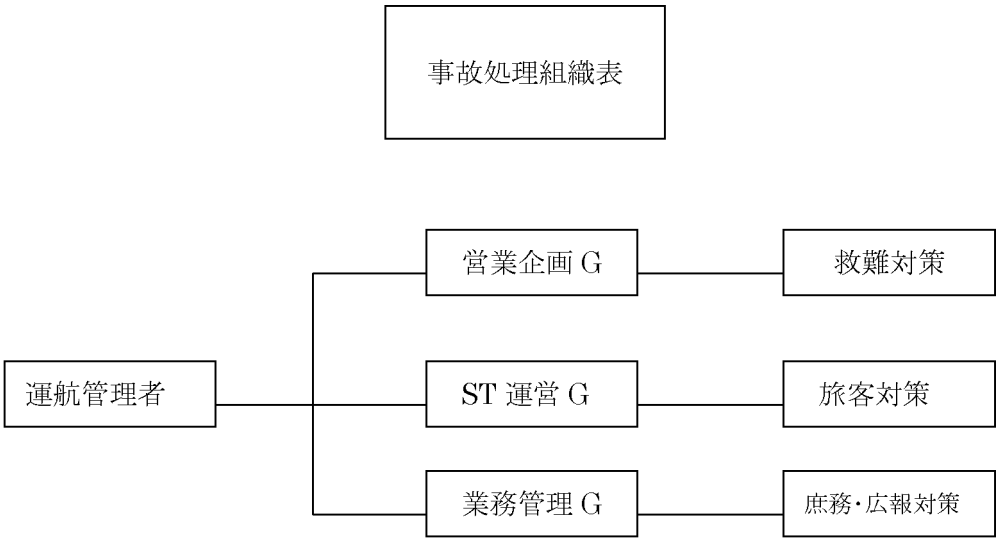

2　運航管理者は、事故等の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。

3　事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。

4　運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなったときは、同班が確立されるまでの間本条の組織により事故処理を継続し、これを円滑に引継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第　9　条　　船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師に協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」による最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第　10　条　　船長及び運航管理者は、事故の処理終了後関係海上保安官署等と連絡をとり、運航に支障のない限り事故原因の調査を行うとともに事件捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第　11　条　　事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

委 員 長	安全統括管理者
副委員長	運航管理者
委 員	管理業務グループ長 副運航管理者

第　4　章　　非常対策本部の設置等

(組織及び編成)

第　12　条　　非常対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

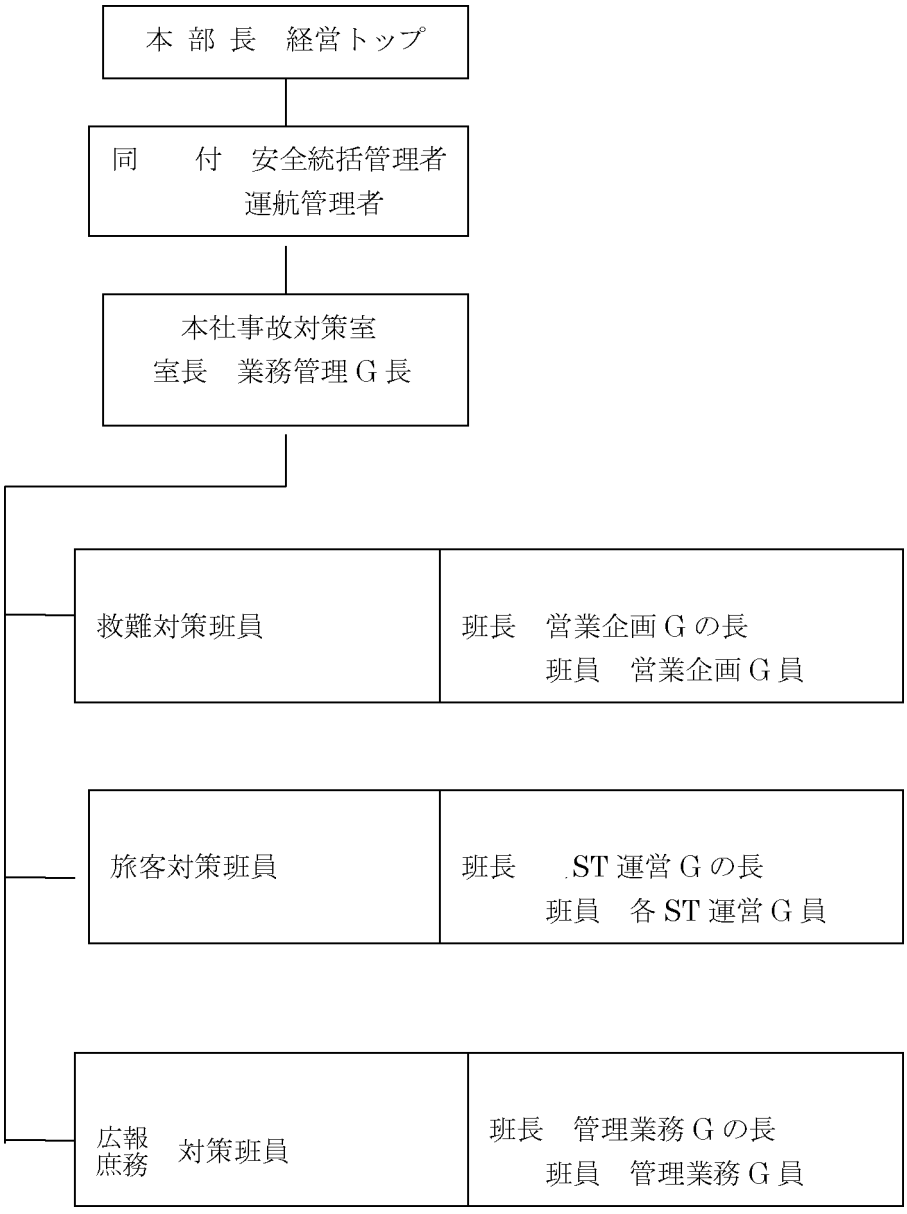

(職務分掌)

第　13　条　　非常対策班(以下「班」という。)要員の職務及び各対策班の所掌業務は、次のとおりとする。

1　本社本部員の職務

職 名	職 務
本 部 長	本部長は、事故処理の基本方針を定め、事故処理業務全般を統轄し、各対策班員を指揮、監督する
本社事故対策班長	本社事故対策班長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い本部の事故処理業務を調整し、対策班員を指揮して本部長を補佐する
対 策 班 員	対策班員は、対策班長の命を受け所管の事故処理業務を実施する

2　各対策班の所掌

救難対策班	①事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること ②救難計画の立案及び実施に関すること ③船長への連絡及び指示に関すること ④関係機関への手配及び連絡に関すること ⑤その他救難に必要な事項に関すること
旅客対策班	①旅客名簿の作成に関すること ②被災者の身元確認及び被災者名簿の作成に関すること ③被災者の近親者に対する事故発生の通知に関すること ④死傷者に対する救急措置及び救護に関すること ⑤被災者及び被災者の近親者の世話に関すること ⑥欠航便の旅客処理に関すること ⑦その他旅客対策に関すること

庶務対策班	① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報伝達に関すること ② 被災者の近親者への応接に関すること ③ 報道関係者の応接(発表を除く。)に関すること ④ 本部の設営及び補給に関すること ⑤ 渉外に関すること ⑥ その他庶務に関すること